定期監査の結果に基づく措置

(令和4年12月6日実施)

ボートレース事業局 経営管理課

(4 4	1 2 月 0 日 天旭 <i></i>
調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用許可について、土地使用料の算定方法に誤りがあり過多な
	使用料を徴しているものが見受けられたので、倉敷市モーターボート競走事業の用
	に供する行政財産の使用に関する規程等に従い適正な事務処理をされたい。
措置	過多に徴収した使用料につきましては、過誤納金の還付手続きを進めているとこ
	ろです。
	今後は、倉敷市モーターボート競走事業の用に供する行政財産の使用に関する規
	程等関係規程に従い、使用料の算定方法に誤りがないよう、適正な事務処理を行っ
	てまいります。
I	